

大学院における実務経験の確認申請 申請種別の考え方

(1) 申請及び連絡が不要な大学院課程

確認済みの課程において、申請内容に変更がない場合や軽微な変更

(1-1) 学長や研究科長（又は専攻長）の変更

(1-2) インターンシップ関連科目（演習・講義）の担当教員の変更

(1-3) インターンシップ科目（学外）のプログラムや内容に関与しない学内の担当教員の変更（成績等の管理を行う者など）

(1-4) 授業内容の変更を伴わない教材や評価方法等の変更

(1-5) 開講時期の変更

(2) 申請は不要だが連絡が必要な大学院課程

本会（建築士登録部）へメールにてご連絡ください。

(2-1) 1単位あたりの授業時間の変更

(2-2) 申請担当者やメールアドレスの変更（前任者が退職した場合等）

…役職、担当者名、メールアドレス、電話番号等をご連絡ください。

※申請書本票に記載の連絡先又はご連絡いただいた担当者宛に連絡をいたします。

(2-3) 確認済みの課程が募集停止となる場合

…最終の募集入学年度をご連絡ください。

(2-4) 過去に申請された入学年度の修得単位証明書（雛型）を希望する場合

(3) 申請が必要な大学院課程

確認済みの課程において、申請内容に変更がある場合

●新規申請

(3-1) 新たに申請を希望する大学院課程（研究科・専攻の新設）

(3-2) 従前の大学院課程名が変更となる場合

●変更申請

(3-3) ・科目名の変更

・科目の授業内容の変更（授業内容以外の変更は（1）又は（2）へ）

・科目の追加、削除

・インターンシップ科目（学内）の担当教員の変更

・インターンシップ科目（学外）のインターンシップ先・指導者・担当教員の変更

…プログラムや内容等に関与しない学内の担当教員の変更は(1-3)へ

【連絡先】

公益財団法人 日本建築士会連合会 建築士登録部

internship@kenchikushikai.or.jp

その他、申請に関する問い合わせ等はこちらへご連絡ください。